

**平成30年度**

**11月定例教育委員会**

**会 議 録**

**(公 開)**

**平成30年11月12日**

## 1 開 会 15時00分

教育長から、「議題第29号」については、人事に関するものであること、「議題第30号」については、個人情報が含まれていることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

## 2 前回の会議録の承認

教育長から、10月16日の10月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

## 3 議 事

### ◎ 臨時代理報告第3号 管理職の人事異動について

#### 教職員課長

(資料に沿って説明)

以上の人事異動について御報告いたします。御了解のほど、よろしくお願い申し上げます。以上です。

#### 教育長

この件に関しまして、質問や意見等はありませんか。

それでは、この件については、報告のとおり承認とさせていただきます。

### ◎ 議題第27号 県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について

#### 教育政策課課長補佐

(資料に沿って説明)

これまで御説明いたしました議案につきまして御承認をいただきましたら、このような形で異議のない旨、知事に回答させていただきたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

#### 教育長

この件に関しまして、質問や意見等はありませんか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

### ◎ 議題第28号 みやざき特別支援教育推進プラン（改定版）の策定について

#### 特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

#### 松田委員

この推進プランの25ページのところで確認ですけれども、25ページの「（

3) 個別の教育支援計画等の活用について」上から6行目ですかね、「通常の学級においても作成の努力をすることが明記されました。」ということで、通常の学級にいる通級を受けることが妥当だという子どもたち、これは学校の判断で個別の支援計画等を作るということですよ。その個別の教育支援等を作成するということは一応、通級に該当する子どもですので、その保護者の方々の了解等を確認しないといけないような問題なのかどうかを教えてくださいたいのですが。

### **特別支援教育課長**

保護者の了解につきましては、通級による指導を受ける際には、その辺りの了解を得られたものについて指導を行っておりますので、そうした部分では了解を得た対象児について作成をするということになります。

### **松田委員**

通常の学級においてもそのような配慮をされるということですか。

### **特別支援教育課長**

そうですね。通常の学級にしながら通級指導を受けるということです。

### **松田委員**

ということは、この「通常の学級においても」ということは、通級の指導を受けているということで、前提条件はそれによろしいんですね。

### **特別支援教育課長**

義務という部分ではそういったものを作るということで、通常の学級にしながらにして通級の指導を受けるという子どもです。

### **松田委員**

だから、通常の学級にいて通級を受けている子どもについてのことが書かれている。逆に言うと、通常の学級にいて通級の指導を受けていない子どもについてはこれは書いていないということによろしいんですね。

### **特別支援教育課長**

そうですね。この「作成しなければならない」というくだりですね、そういうことになります。

### **松田委員**

分かりました。

### **島原委員**

一ついいですか。特別支援教育を受けた方々がこの先、社会的にも自立していくというところのつながりをどう作っていくか、最終的にはやっぱり社会に参画して障がいのあるなしにかかわらず社会の一員として働き暮らしていくということに結びついていけないといけないと思うんですけど、その社会とのつながり

のところ、50ページの文言で「自立と社会参加に向けて」という言葉は入りましたが、それが文章中にも本来はあった方がいいんじゃないかなということと、それを具体的に、ここはそういう言葉があるので将来検討につながっていくかもしれないけれども、今後の検討の中でそののしっかりとした連携、企業とかを含めた連携をしっかりさせるということが必要なことだろうと思うんですけども。いつもお話ししている、教育委員会の中だけではなかなか難しいようなところもあるのを、教育委員会から発信をした上で社会との参画もしっかりとした絆づくりをしていくということは私は一番大事なところなんじゃないかなと思いますので、少しこの文章、この文字だけでは弱いかなというふうに感じました。

### **特別支援教育課長**

これにつきましては、一つは「自立と社会参加」というところについて、施策の柱2の「チャレンジの意欲を形にする自立支援」というところが主に関わっておりまして、こういった関わった項目がほかの項目にもあるということで今この部分の修正としては「自立と社会参加に向けて」と書いてあるんですけど、ここでの主はどちらかというと学校段階でのことを言っているものですから、これについては自立というところでは「施策の柱2」というところで一つは考えておりまして、一つは就労の方向、それから文化・芸術・スポーツの部分での生きがいづくりという観点、その2方向を考えております。もう一つは施策の柱6の方に「県民みんなで支え合う共生社会の推進」ということを入れておりまして、自立と社会参加においては本人の努力だけではなくて周囲の理解がどうしても大きいと。特に共生社会というところではそこが大きいということで施策上はこの「施策の柱6」で具体的に検討するというようになっておりまして、御指摘の教育の中だけではなくて関係機関はいろんな医療・福祉・保健等ありますけれども、そういったところでは、「施策の2」「施策の6」併せて関係課あるいはいろんな団体等、それから就労に関して企業等との連携を更に充実させていきたいと思っております。例えば47ページの(4)のところに「地域や企業、福祉機関等との連携の充実」とかですね、いくつかそういった連携する部分もプランの中に織り込んでおりますので、この中で具体的にこの方向での事業化を行う中で、より連携を深めていきたいというふうに考えております。

### **島原委員**

御家庭もやはりお子さんが自立して社会参画していくということを一番望んでいるんじゃないかなというふうに思いますし、社会としてインクルージョンということをよく言われますけれども、そういう社会になるためにはそういう価値観が醸成されていかないといけないと思いますので、そういったことも含めたことがここに盛り込まれていれば、思想は盛り込まれているんでしょうけど、この形ではなくてそういったことも伝える、別の形で伝えることも必要かなと思いました。よろしくお願いします。

### **高木委員**

46ページの「教員・保育士等の実践的な研修の充実（新規）」と入っているんですが、この文言が「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」というのは示さ

れることで安心がある反面、ある程度の大きい幼児期、取りようによっては保育所がそこまでに達するように過度な要求を迫る、それが本人が結果としてはできても自己否定感が高まったりとかいう嫌いもあるので、このほしい姿がやんわりと伝わるような使い方とか配慮をしていただけると。この研修の充実も「ほしい姿だ」と、小学校までにこの辺が幼保連携等で「小学校までにできないと困る。」というのが現場に下りてきているというのが確かにあるようです。「育てほしい姿」は確かにあるんですけど、月齢差も大きいですし、保護者の方の発達障がいに関する認知というのもありますので、この辺を十分に研修をしていただくに当たっては、『「ならない」は「ならない」』というふうには御配慮いただければというふうに思っているところです。

それと前、説明されたかもしれないんですが49ページのエリアサポート体制、素晴らしい取組だと思いますがコーディネーターというのはどういう立場の方で構成されるのか、また、その方の研修とかそういう体制はどういうふうにプランの中にあるのかななどを教えていただければ。どういう方がなるのか。

### 特別支援教育課長

このエリアコーディネーターというのは、教員の方で小中学校での特別支援教育のある程度経験のある方の中から選ばせていただいて、その方が地域の中心的な役割ということで、ある種モデル的な部分で進めてもらっているところです。研修等につきましては、このエリアコーディネーターを中心にした研修体制の中で、研修を行う事業も組み込まれておりまして、そういった中でいろんな専門家の方も含めた研修の機会があります。また、これをサポートする者としてこれまで行ってきている特別支援学校のチーフコーディネーター等による支援も行っておりまして、研修や実際の相談でのサポートなどを進めながら、エリアコーディネーターが更に資質を高められるようにしているというところがございます。先ほどの46ページの「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」につきましては、文部科学省の方から新学習指導要領で示された文言でして、おっしゃるようにやはりちょっと「こうしなければならない」ということではなく、子どもたちの実態は様々ですので、「必ずここまで」ということよりも、むしろそこを意識してやっていこうと。その上で小学校段階に上がってからもこういったものがきちんと、どれくらい達成されているのかというのを見る一つの「視点」として進めていくことになっておりまして、新学習指導要領の説明会等で、おっしゃったように過度なものにならないようなことを押さえていきたいというふうに思っております。以上です。

### 松田委員

67ページの資料(5)の「通級による指導を受けている児童生徒数の推移」で中学校のLDとかADHDの数というのは4名でよろしいんですかね。実は先月、県立学校の高校を学校訪問させていただいたんですけど、確かに大変落ち着いたきのない子どもたちが多くて、技術系のところであればいろんな器具を扱うわけですけども、やっぱり特別な配慮が必要な子どもたちがいるということは聞きました。それも決して少ない数ではなくて、かなりの数に上っていると。そういった意味では今後、高校における通級による指導も大切じゃないかなと思うんで

すが、中学校においてこの4名という人数が高校において少なからず2桁の数字の子どもたちに配慮が必要だという部分。これが必ずしも通級に該当するとは限りませんが、この部分で中学校と高校における通級によるギャップというのがやっぱりあるのでしょうか。

### **特別支援教育課長**

先ほどの数字についてはちょっと見にくくなっておりまして、修正したいと思うのですが、14と書いてある方が正しい数字だと思います。申し訳ありません。

### **松田委員**

いいえ。14でも、これは県下全域で14名ですよね。だけど、我々が学校訪問した高校においては、それ以上の子どもたちがちょっと心配である。ただそれは通級に該当するかどうかは別問題ですけれども、先生方が実験・実習をする際にやはりその子に十分な注意をしなければいけないという御発言があったので、この中学校によるLD・ADHDの子どもたち、14名にしても高校になってそれが急に増えるはずはないと思うんですけれども、その部分で中学校の認識と高校の認識が違うのかなと心配したところです。確かに特別支援教育課の方が言われたように、やはり増える傾向にあって、今年度から高校における通級による指導を始められたというのはそういった趣旨ではあるのかなと思ったんですけど、そのギャップがあるんじゃないかなと心配をしたところです。以上です。

### **特別支援教育課長**

御指摘のとおり、小中高の中でそれぞれギャップがあるというのは非常に私たちも感じておりまして、そこのギャップを埋めていくということで切れ目ない支援ということになっていきますので、是非これからそういった部分をテーマに、つなぎ目をどういうふうにするのかといったことを一層意識してまいりたいというふうに思っております。以上です。

### **松田委員**

はい、お願いします。

### **教育長**

ほかに、質問や意見等はありませんか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

## **4 その他**

### **◎ その他① 県立高校生の就職内定状況について**

#### **高校教育課長**

(資料に沿って説明)

今後も引き続き関係機関や学校と連携しながら、就職内定率の向上に努めてまい

ります。以上です。

### 高木委員

2点なんですが、30年度10月末現在ということですが、男女で2189人の希望者がいて約360名がまだ決まっていない。今内訳を伺って、公務員がまだだということなんですが、この公務員の採用というのはもうちょっと早くできないのかなと。これは高校生から直接聞いた声なのですが、やっぱりなかなか決まらないから、不安でしょうがない。地元に残りたいけど、某M市は3次までであるということで、そこに採用になりたいけど遅すぎて苦しいと。結果落ちてしまうとまたそこから探さないといけないと。いろいろと事情は難しい面があるんですが、高校生にとって良い公的な立場が管外に良い人材を流出させないためにも、公はもうちょっと早めにできないものかというふうに。高校生からそういう声が聞こえてきました。その辺はどうなのかということと、女子は多くは県内に残る傾向にあり男子は県外に出る傾向が多いとまでは言えないけど、女子に比べるとどうなのか、女子はなんでこんなに残ってくれるのか。この辺がもし分かればまた県内に残ってもらえる何か道しるべになるのかなと思ったところです。2点を教えていただけると。公務員試験を早くしてくださいというのはまた別問題なので。そう思っているという声があったということです。

### 高校教育課長

公務員試験の日程に関しましては私も同感なところはあります。二つ目の質問で女子は県内が多いということだったんですが、男子の場合やはり圧倒的に多いのが工業高校関係の製造業の生徒で、この工業高校の生徒は男子が圧倒的に多いということで就職を希望する子が多いという実態があります。女子の場合は、進学がかなりの割合で存在いたしますので、県内企業に就職する者のほかに県内の大学や短大や専門学校、あるいは県外の大学や短大に進学する子もおりますので、女子の方は伝統的に県内就職が多いのですが、県内に就職するというよりは進学も含めて進路を決定している者が多いということが影響していると思われまます。以上です。

### 高木委員

分かりました。

### 教育長

最初の公務員の決定の日に関しましては手元に資料がありませんけど、少しずつ早くはなっていると思います。御案内のとおり公務員というのも昔と違ってなかなか思うような人材を採用できないというか応募者が少なかったり、職種によっては1.0を切って本当に人が集まらないという状況がありまして、その中でやっぱり民間と競争と言いますかあるいはほかの、例えば宮崎県庁で言えば宮崎市役所との競争であるとか、ほかの市町村の職員の試験との競争であるとかということもありますので、決定時期というのは徐々には早まってきているとは思いますが。ただ、まだ基本的に人事委員会が試験を行うそのいわば資格試験のようなものがあって、それも1次2次ぐらまであってそれからまた面接をしてと

いう公務員の採用決定プロセスが昔ながらという部分もあって、それ以上なかなか早くできないということだと思います。ただ、ますます求人という意味では逼迫していますから、今後そこはいろんな意味で改善するようにまたいろいろ意見を申し上げていきたいと思っております。

## 松田委員

私は先月、市町村の教育委員との情報交換会で「宮崎県の教育の現状と課題」という資料をいただいたんですね。それを見てみると、教育委員会のことで非常に高い評価がなされている、具体的に言いますと、教育政策課が出しているこの資料の中には「豊かさ指数では全国で10位である。」それから「人を育む力のゆたかさでは全国3位である。」「いい子どもが育つ都道府県ランキング」これは大分前はトップだったんですけど、一つ落ちて2位だったんですね。これは教育委員会の皆様方の取組がきちとなされているからだと思うんですよ。この項目を見ると、人を育む力のゆたかさで全国3位は、子どもが生まれている、子どもを育てやすい、仕事と家庭のバランスが取れている、いい子どもが育っているということで全国3位です。それから、いい子どもが育つというところでは、自分を肯定する、自分の良いところがある、将来の夢や目標がある、それから手伝いをしている、家庭教育ですね。それから学校に行くのが楽しい、地域の人から褒められることがある等々で結局、宮崎県がトップだった設問は12項目あったそうです。これは簡単に言うと、義務教育課、高校教育課それから家庭とか地域のことであれば生涯学習課、健康面では運動能力・体力面でも全国平均をはるかに上回っている。資質向上でも教職員課の努力のおかげで良い教員が育っている。そういう状況でありながら、なぜ県立高校の就職内定率がこのような状況であるか。これが良いか悪いか分かりませんが、豊かさ指数で10位でありながら、経済面で39位という結果があるわけですね。それを考えたときに、この問題は、つまり県立高校生の就職内定状況については教育委員会だけが考える問題かなと思ったときに、この資料等については関係各課、知事部局の方にもこういった情報等が配付されているのか、また配付されているとしたときに関係各課はこの状況についてどう考えているのかということもお聞きしたいところではあります。分かる範囲で結構ですので。以上です。

## 高校教育課長

大変ありがたい御指摘をありがとうございます。この資料につきましては、定例教育委員会の後に雇用労働政策課や産業政策課に配付しております。

委員の御指摘のとおり生徒たちが宮崎を愛するという指数は高いながら、現在の就職状況というのは毎年、若干向上はしているんですが、やはり全国平均と比較しますと、まだまだではあるという状況はやはり否めないものであると思っております。私たち教育委員会だけでなく部局の方も危機感というのは共有しているつもりでありまして、特に現在、県外企業からの求人は好調な雇用情勢を背景にやはりかなり強まってくるということが予想されますので、この教育委員会だけでなく様々な部局それから企業の皆様、地域と協力して連携を深める中で推進していかなければならないと考えております。この県内就職率が厳しい背景というのは様々な分析がなされておりますが、一概に一つだけの原因ではなく、例え



ば今御指摘のありました賃金の問題もあれば、実際、企業の数や製造業の場が少ないと。大きな工業地帯というのがないという背景。それから、宮崎県が一つの人材供給県として都会に人材をずっと供給してきたという長い歴史もございまして、産業系の定員が5割以上いるという県は非常に珍しいという状況の中、宮崎県は果たしてきた役割があるというのもあります。また、保護者の意識等もあると思いますし、現在やっておりますキャリア教育等によってこの宮崎の良さということ伝えていくということも努力はしておりますが、まだまだやる余地はあるのではないかと考えております。いずれにしましても、かなり厳しい状況ではあるのですが、一層連携を強めながら少しずつ全力でこの状況に努力していかないと、ちょっとでも気を緩めたらすぐこの数字はガタンと下がってしまうのではないかと考えているところです。以上です。

### **松田委員**

例えば教育委員会としては義務教育課、高校教育課でふるさと教育とか郷土学習をやっていると思うんですよ。これだけ宮崎県を愛するとか宮崎県の素晴らしさを訴えていて、なおかつ修学旅行なんかに行っても結局、旗を持ってのぼりを持ったりなんかしてやっている中学校もあるし高校もあると思うんですね。そういったことを関係各課が十分に教育委員会の取組を知っているかどうかということがちょっと私は疑問なんですね。だから、教育委員会がいかに頑張っているかということPRすると同時に、原因の一つとして先ほど言われた最低賃金とか就職率とかが低いのが少なくとも教育委員会だけではなくて、首長部局も頑張っていると思いますけれども、その部分の連携はもっと強くしていく必要があると思うし教育委員会の良い点はもっとPRすべきだとは思っております。よろしくお願いします。以上です。

### **高校教育課長**

ありがたいお言葉ありがとうございます。部局の方とも様々に連携していきまして教育委員会の情報というのをどんどん伝えていって協力して進めていきたいと考えております。以上です。

### **島原委員**

それに関連するんですけども、総合教育会議の中でもお話をしたんですけども、地域の中で仕事を作っていく、地域の中で経済がしっかりと循環する。そのための人材を育てることがしっかりと行われないう限り、今の「中央大企業がいいんだ」という価値観がある限りこれは改まらないんじゃないかなと。これは教育委員会だけの問題ではないですけども、地域としてどういう地域が望ましいのか、その地域の中で活躍できる場、活躍できる人たちというのはどういう人なのかというのが明確にされないといけないかなと。多分その変革の時期は目前まで来ていますので、そのためにも何か思い切ったことをやる必要があるのかなと。というのは、せっかく5割は産業系がいますので、もっと宮崎独自のインターンシップ、デュアルシステム。4日とかいうのはまだまだ、今試験的に日向市でやっていますけれども、しっかりとした企業と連携をしながら企業の中の活躍できる大人にしっかりと目を向けて、憧れる存在として活躍できる大人という

のを間近に見せてというのをもっと強力で推進する必要があるというふうに思います。

昨日は「私を変えた先生との出会い」エピソードの表彰式があったんですけども、昨日のは先生ですけども、やっぱり地域の中で、専門性を持った大人たちがいかに魅力的に働いているかという顕彰をする場は非常に素晴らしい、昨日のは素晴らしい場だったと思うんですけど、こういうことをいろんな業種・業態でやっていくということもまた必要なことなんじゃないかなというふうに思います。そういったことができるようにと思いますので、産業界ともしっかりと連携をしていくためには知事部局もそうですけれども各業種・団体ともしっかり連携することが必要じゃないかなと。地域には商工会議所など素晴らしい団体がありますので、一緒にやっていくことが必要だろうと思います。

一つだけ、就職内定率の県内と県外で10パーセントぐらい違うというのは結局、公務員を受けるから、県内の方々は公務員を受けるから決まっていけないということになるんですかね。この10パーセントの差が、県内と県外の就職内定率の差がどこから来ているのかというのが。以前もお聞きしたかもしれませんが。

### 高校教育課長

実際、公務員の方が278名のうち県内志願の方が156名、県外が122名ということで、県内の方が若干多いです。それと前回の島原委員の御質問にありましたが、県外企業は10月に就職内定率が上がったのですが、これはその後、各学校いくつか聴き取り調査をいたしました。その中でやはり県外の特に大きな企業は採用選考にかなり時間をかけていると。例えば適性検査等を導入し、適性検査は外部に委託するものですから、やはり結果が出るのに若干時間が掛かるといようなプロセスがあり、それで9月の段階ではかなり低く見えたのですが、10月になってそういったところの決定が出てきて急に上がったという形になっているところがあります。県外企業の動向がそういった形で大きなところが決まりつつある中、県内企業はまだ未確定な部分もあります。就職の公務員試験の結果を待って進路が変わっていくという生徒もおりますので、またこれから伸びてくるんじゃないかと考えているところです。以上です。

### 島原委員

もう1点、公務員の結果が出た後に再チャレンジをする方々がたくさんいらっしゃると思うので、その方々と県内企業がしっかりと結びつけるという動きもしないといけないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

### 高校教育課長

はい。

## ◎ その他② 平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について

### 人権同和教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

### **高木委員**

出席停止についてなんですが、これは本県はないということでちょっと安心したのですが、出席停止にせざるを得ない状況というのはどういう状況が想定され、そして小中学校という意味合いから、この子たちのその後、出席停止の後の対応というのは宮崎県ではそういうマニュアルみたいなのはあるのかどうか教えてください。

### **人権同和教育課長**

どのような案件があるかというのが定められておりまして、例えば、ほかの児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為を繰り返すでありますとか、職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為、そういったことを繰り返す児童生徒に対して教育委員会が出席停止を言い渡すというふうな。言い渡した後なんですが、学校に来られない間も学級担任や生徒指導主事が家庭を訪問して密に指導を行うということを実施することにしております。

### **高木委員**

はい。県なので安心ではあります。ありがとうございました。

### **島原委員**

いじめに関してなんですけれども、基本的には積極的に認知をして、認知したものに対して関わって行って解消を目指すという考え方は素晴らしいんじゃないかなというふうに思います。このいじめの解消が91パーセントということなんですけれども、何をもって解消とするのかということが1点。

それからもう一つは、残念ながら社会でもいじめに類するようなことはたくさんあるんですね。ハラスメントみたいなものとか。ですので、この解消のプロセス自体が学びなんじゃないかと思うんです。その解消のプロセスに子どもたちがどうやって関わるのか、関わって解消を経験する中からいろんな学びが得られるんじゃないかなと思っていますので、その2点について聞きたいんですけど、よろしいですか。

### **人権同和教育課長**

解消につきましては、県のいじめ防止基本方針にも示しておりまして、いじめがやんでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること、それから被害にあった児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、この二つの要件が満たされて、いじめの解消というふうに判断しております。

もう1点、いじめた生徒への指導についてであります。まずは、いじめた児童生徒及び被害児童生徒から丁寧に学級担任等が生徒指導主事等も含めて事情を聴き取り、まずは事実の確認をいたします。そして事実を確認した上で、多くの職員が関わりながら指導を行います。双方の保護者にも事実の報告をいたします。そして、いじめた児童生徒が自分のやった行為の問題性を十分に理解した段階で被害児童生徒やその保護者に対する謝罪の場を設定することになります。そ

して、その後も双方の児童生徒の様子を注意深く見守ることにしております。当然、被害の程度によっては、被害を受けた児童生徒の意向も配慮の上で警察や児童相談所などの関係機関と連携しながら対応することもございます。

### **島原委員**

非常に根深いのは、多分このいじめというものは、自分と違うものを排斥するということを本質的に人間が持っているようなところに根ざしているようなところがあるので、考え方とか捉え方みたいなのところについても気付く、学ぶ必要があると思いますので、そういったことの指導もしっかりしていただければと思います。

### **人権同和教育課長**

今、委員がおっしゃられたことは非常に大事なことでありまして、当課としましても人権教育の中で重要な柱として「他者理解を深めて違いを個性として認める気持ちを育てる」ということを柱の一つとして人権教育の充実に取り組んでいるところであります。ありがとうございます。

### **宇田津委員**

教育相談のところなんですけど、「県の教育研修センターにおける教育相談件数」と書いてますけど、ほかの機関とか相談窓口というのはありますか。警察とかはあるのかもしれないんですけど、そこの連携とか内容の意思疎通というか、そういったものは実際やっているのかということを確認したかったんですけど。

### **人権同和教育課長**

おっしゃられたように、ほかにも警察も含めましていろいろな相談窓口がございまして、いじめ問題対策連絡協議会というのを年に1度、関係課、福祉部局も参加して会議を行っております、警察もそうですけれども、関係機関が連携していじめ問題に当たっていくようにという会議を開いて連携をしているところです。

### **宇田津委員**

分かりました。就職のことも何でもそうなんですけど、教育現場だけのことで解決するものではなくて、やっぱり地域等を巻き込んだり、もちろん保護者間のつながりも大事だしということで、いろんな関係機関とやはり密に情報は共有して共通理解・共有をしていただけたら、もっと解決もしやすく情報もあるのかなと思いましたので。はい、ありがとうございます。

### **松山委員**

私も教育相談のところなんですけど、特に来所相談された後、何か具体的な対応とかをされているのか教えてください。

### **人権同和教育課長**

来所して、相談員がいろいろなアドバイスを رفتり又は臨床心理士の方に相談を受けることもあります。そして、継続的に相談を行っていただく場合もありますが、なかなか解決に至らない場合もあります。また、電話相談においては、いじめについては学校の先生との連携、場合によってはスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用も助言したりしているところでもあります。

#### **松山委員**

助言というのは、学校の方にも助言されるということですか。

#### **人権同和教育課長**

相談された方に助言をしているということです。

#### **松山委員**

直接やり取りするのは相談者とセンターの方で、学校とやり取りされるということはないんですかね。

#### **人権同和教育課長**

基本は秘密厳守ということで相談者の情報は原則、外に出さないということなのですが、一つ例外がございまして、命の危険がある場合については学校に情報を提供して迅速な対応が必要であるため、情報提供はそういう場合は行っております。

#### **松山委員**

分かりました。ありがとうございます。

### **◎ 次回会議の日程等について**

#### **教育長**

それでは、次回定例会は、12月20日、木曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。